#### 真岡市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真岡市(以下「市」という。)がインターネット上に公開しているホームページ(以下「市ホームページ」という。)への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)と し、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は次に定める各号 のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 市ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条の規定に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもののうち青少年の 健全な育成を阻害すると認められるもの
  - (3) 法令、条例若しくは規則に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
  - (4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
  - (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、消費者金融に類するもの
  - (6) 前5号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でな いと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで、市が指定した位置とする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第4条 広告の募集枠数、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間等)

- 第5条 広告掲載期間は1月単位とし、連続して掲載できる期間は、最大12月とする。 ただし、広告掲載希望者(以下「申込者」という。)が募集枠数に満たない場合に 限り、掲載期間を更新することができるものとする。
- 2 広告は、掲載開始日の午前10時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じても、掲載 期間の延長はしないものとする。

(申込者の募集)

第6条 市長は、市ホームページ及び広報紙等により申込者を募集する。

(広告掲載の申込み)

- 第7条 申込者は、真岡市ホームページ広告掲載申込書(別記様式1。以下「申込書」 という。)に会社案内又は会社の概要が分かる書類を添付して、原則として希望す る広告掲載期間の始期から起算して2月前までに市長に提出しなければならない。
- 2 広告掲載の申込みは、希望する掲載期間中、1申込者につき1件とする。 (広告掲載等の決定等)
- 第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の規定に基づき掲載の可否を決定し、真岡市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(別記様式2)により申込者に通知しなければならない。
- 2 広告の掲載が適当と認められる申込みが別表に定める募集枠数を超えたときは、 真岡市内に事業所を有する企業又は自営業に係る広告を優先する。
- 3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときには、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は申込順により決定するものと する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第4条に規定する規格により、広告主の負担で広告原稿を作成し、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、市が発行する納入通知書により、市長が指定する期日までに広告 掲載料を納付しなければならない。

(申込内容の変更等)

- 第11条 広告主は、次の各号に該当する場合は、真岡市ホームページ広告申込内容変 更届(別記様式3)により、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
  - (2) 広告の内容を変更するとき。
  - (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(広告掲載の取消し)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき。
  - (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
  - (3) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
  - (4) 前条第2号の場合に変更後の内容が不適当であると判断したとき。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

(広告掲載料の返還)

- 第13条 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告 が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。
- 2 前項の規定により連続して24時間以上にわたり広告を掲載できなかった場合は、 掲載可能日数による日割り額を返還し、1円未満の端数が生じた場合は、これを切 り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。 (広告主の責任等)
- 第14条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主 の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

- この要綱は、平成19年7月1日から適用する。
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成21年3月23日から適用する。
- この要綱は、平成24年2月20日から適用する。
- この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

# 別表(第4条関係)

掲載規格(1枠につき)	募集枠数	期間	掲載料(1枠)
天地:縦60ピクセル	10枠	1か月	10,000円
左右:横190ピクセル			
容量:5キロバイト以内		6か月	50,000円
ファイル形式:GIFまたはJPEG			
静止画		12か月	100,000円
(アニメーション・画像点滅不可)			

<sup>※</sup>真岡市内に事業所を有する場合は、掲載料を半額とする。

### 真岡市ホームページ広告掲載申込書

真岡市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

真岡市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり 真岡市ホームページへの広告掲載を申し込みます。

記

掲	載	希	望	期	間	年 月 日から 月
掲	載	<i>‡</i>	<del>人</del>	望	枠	ホームページ トップ 下枠
広	告	0	0	内	容	
バナーの提出方法 □ CD-R 等のメディア 真岡市総務部秘書課に提出 □ E-mail kouhou@city. moka. lg. jp に送信						
広告からのリンク先				ンク	先	http://

- ① 申込者は上記の枠内のみ記入してください。
- ② 会社案内又は会社の概要が分かる書類を添付してください。

受付印	決定区	分	□掲載 □不掲載(要綱第2条第 号に該当)					.該当)	
	掲載	料					P	9	
	起案年	月日	年 月 日			ž	央裁年月日	年	月日
	市長副市		市長 部長		課長		課長補佐	係長	係

年 月 日

## 真岡市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

様

## 真岡市長

真岡市ホームページへの広告掲載について、下記のとおり決定しましたので 通知します。

記

決 定 区 分	□掲載することに決定しました。 □掲載しないことに決定しました。 (理由)
広告掲載場 所	
広告掲載期 間	年 月 日~ 年 月 日
広告掲載料	円
備考	(1) 年 月 日までにバナー広告の画像を作成して、真岡市総務部秘書課へ提出してください。 (2) 広告掲載料を 年 月 日までに真岡市指定金融機関又は真岡市収納代理金融機関へ納入してください。

【問い合わせ】真岡市総務部秘書課 Tel

年 月 日

#### 真岡市ホームページ広告申込内容変更届

真岡市長 様

申請者所名話

真岡市ホームページ広告申込内容を下記のとおり変更したいので、真岡市ホームページ広告掲載取扱要綱第11条の規定により届け出ます。

記

- \* 該当する事項を○で囲み、その理由を記入してください。
- 1 広告の掲載を取り下げる。 理由:
- 2 広告の内容を変更する。 理由:
- 3 リンク先のホームページアドレスを変更する。 理由: